

「弟子屈町に所有している物件をなんとかしたい！」

●空き家を売りたい・貸したい方の利用手順

①	●登録事業者の選定	●弟子屈町空き家バンクに物件を登録したい方は、まず、その物件の仲介を行う、仲介業者を町空き家バンク制度登録事業者から選定します。
②	●物件の登録	●登録事業者との仲介契約の成立後、空き家バンクへ物件登録を行いますので、弟子屈町空き家バンク台帳登録申込書兼誓約書（別記様式第1号）及び弟子屈町空き家バンク台帳物件登録書（別記様式第2号）を登録事業者が記入し、添付書類をそろえ、申し込んでください。 ※内容確認を行いますので、できるだけ持参くださいますようお願いいたします。
③	●補助金の申請（賃貸物件のみ）	●賃貸を希望される所有者に対し、空き家バンク登録後、賃貸をするための改修や家具の処分を行う場合は、補助金を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
④	●空き家バンクでの情報公開	●内容確認後、町ホームページで情報が公開されます。また、物件を探している利用登録者へメール等で情報が提供されます。
⑤	●物件交渉の申込み	●利用希望者から物件交渉希望の連絡があった場合は、町からその物件の仲介にあたる弟子屈町空き家バンク登録事業者に連絡いたします。
⑥	●物件の交渉	●弟子屈町空き家バンク登録事業者の仲介により直接交渉となります。※町は交渉には直接関与いたしません。
⑦	●契約成立	●契約成立後、弟子屈町空き家バンク台帳登録取消通知書（別記様式第5号）が送付され、登録台帳より抹消されます。

※注1: 町は売買又は賃貸の仲介は行っていません

売買や賃貸の仲介は空き家バンク制度に登録されている登録事業者が行います。

仲介する登録事業者は、売却や賃貸を希望される物件の所有者が空き家バンクに

登録している登録事業者から選定しています。(契約が成立すると仲介手数料がかかります。)

※注2: この制度は町内に空き家(売買又は賃貸を希望する物件)所有者から物件の提供を求め、町の「空き家バンク」へ登録した 情報を提供するものです。

※注3: 本事業は弟子屈町への定住促進と町内での住宅の住み替えに住宅環境の改善を通じ、地域の活性化を図ることを目的に実施しているものです。

※注4: 登録事業者とは、町内に事業所を有する宅地建物取引業法に定められた宅地建物取引業者で、弟子屈町空き家バンク制度事業者登録を完了している業者のことです。

《お問い合わせ》

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号 まちづくり政策課 政策調整係
電話015-482-2913 Fax015-482-2696 kikaku@town.teshikaga.hokkaido.jp